



発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部住宅整備課
】

2

北九州市公告第 6 0 7 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

(2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市市民文化スポーツ局総務部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間 公告日から平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

(2) 期間 平成 2 9 年 9 月 4 日から同月 1 3 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 別表のとおり

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市役所本庁舎 1 5 階 1 5 A 会議室

6 入札に参加できる者の資格

(1) 個人又は法人であること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者

(ウ) 申込みを取り消されたことがある者

(エ) 正当な理由なく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(ウ) 次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

a 暴力団員が事業主又は役員となっている者

b 実質的に暴力団員がその運営に関与している者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者

f 自らの利益を得る等の目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

g 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 前記（ア）から（ウ）までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

(1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

(2) 受付及び申請書の交付をする期間

平成29年11月17日から平成30年5月31日まで（日曜日等及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

電話 093-582-2548

別表 売り払う物件

番号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	地 目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
1	小倉北区長浜町 298番6	宅地	220.00	16,500,000	平成29年10月17日(火) 午前10時00分
2	小倉北区長浜町 298番10	宅地	137.55	10,100,000	平成29年10月17日(火) 午後1時30分
3	小倉北区長浜町	宅地	130.77	9,600,000	平成29年10

	298 番 11				月 1 7 日 (火) 午後 2 時 3 0 分
4	小倉北区長浜町 298 番 12	宅地	220.97	16,220,000	平成 2 9 年 1 0 月 1 7 日 (火) 午前 1 1 時 0 0 分
5	八幡東区西丸山 町 799 番 30	宅地	138.17	2,430,000	平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分
6	八幡東区西丸山 町 813 番 35	宅地	103.50	2,430,000	平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時 3 0 分
7	八幡東区東丸山 町 132 番 3	宅地	158.43	6,770,000	平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 1 1 時 0 0 分
8	八幡東区東丸山 町 132 番 17	宅地	155.94	4,820,000	平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午前 1 1 時 3 0 分
9	八幡東区西丸山 町 145 番 38 ほか	宅地	303.63	4,260,000	平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
10	八幡東区西丸山 町 145 番 2 ほか	宅地	335.11	5,130,000	平成 2 9 年 1 0 月 1 8 日 (水) 午後 2 時 0 0 分